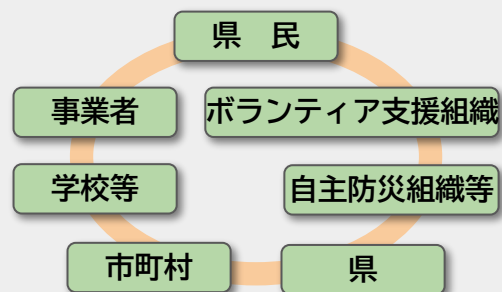


目 的

防災について

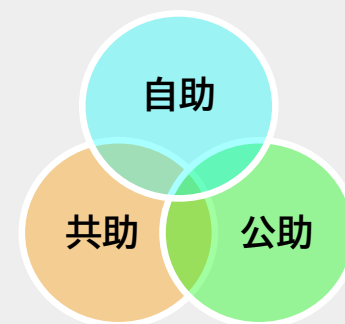
- ❑ **基本理念**
- ❑ 各主体の**責務**
- ❑ **取組の基本事項**を定める。



- 県民の生命・身体、財産を災害から守る。
- 災害に強い地域社会の実現に寄与する。

基本理念

- ❑ **山地が多い地勢、日本海側特有の気候等の自然的特性**に鑑み、**人口減少・高齢化等の社会情勢**の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定する。
- ❑ **自助・共助・公助**の取組を適切に組み合わせて一体的に講ずる。
- ❑ 災害が発生した場合には、**人の生命・身体**を最も優先して保護し、被害の最小化を図る。
- ❑ 被災者の事情（年齢・性別・障害の有無）を踏まえ、適切に被災者を援護する。



県 民

- ❑ 災害から**自らの生命・身体**の安全を自ら守るよう努める。
- ❑ 地域の住民と相互に助け合い、災害から**地域の安全**を確保するよう努める。

事業者

- ❑ 災害から**従業員・施設の利用者の生命・身体**の安全を確保するよう努める。
- ❑ 地域の住民と相互に助け合い、災害から**地域の安全**を確保するよう努める。

ボランティア支援組織

※社会福祉協議会、災害中間支援組織 等

- ❑ **災害ボランティア活動**が果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、支援・調整を行うよう努める。

学校等

- ❑ 災害から**児童生徒の生命・身体**の安全を確保するよう努める。
- ❑ 児童生徒が災害から**自らの生命・身体**の安全を自ら守るための防災教育を行うよう努める。

自主防災組織等

- ❑ 災害から**地域の安全**を確保するよう努める。
- ❑ 県・市町村が実施する防災の取組に協力するよう努める。

市町村

- ❑ 災害から**住民の生命・身体、財産**を守るため、他の地方公共団体・関係機関と協力し、法令・法令に基づく計画に従って防災活動を実施するよう努める。

県

- ❑ 災害から**県民の生命・身体、財産**を守るため、国・市町村・関係機関と協力し、法令・法令に基づく計画に従って防災活動を実施する。
- ❑ 市町村・関係機関が実施する防災に関する事務・事業の援助・総合調整を行う。

主体		フェーズ		
		災害に備える段階（平時）	避難行動をとる段階	避難生活や復旧を行う段階
県民	努力義務	❑ 避難経路、家族の安否確認方法の確認 ❑ 除排雪による避難経路確保（積雪期） ❑ 備蓄品の備蓄・定期点検 ❑ 正確・迅速な情報収集手段の確認 ❑ 災害保険への加入 ❑ 防災訓練への参加	❑ 自主的な災害気象情報の収集 ❑ 直ちに適切な避難 ※在宅避難・垂直避難を含む ❑ 要配慮者の避難誘導	【避難者】 ❑ 避難生活における相互協力 ❑ 主体的な避難所運営 要配慮 【全ての県民】 ❑ 地域社会の再生を図る行動
事業者		❑ 避難経路、従業員の安否確認方法の確認 ❑ 備蓄品の備蓄・定期点検 ❑ 正確・迅速な情報収集・伝達手段の確認 ❑ 事業継続計画の作成 ❑ 災害保険への加入 ❑ 防災訓練への参加	❑ 自主的な災害気象情報の収集・従業員への伝達 ❑ 直ちに適切な避難誘導 要配慮 ※在宅避難・垂直避難の誘導を含む(以下同じ) (注) 要配慮：高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮が特に必要であることを規定する取組	❑ 事業の継続・早期復旧
ボランティア支援組織		❑ 災害ボランティア活動の普及啓発 ❑ 活動主体の確保・育成 ❑ 県・市町村・関係機関との連携構築 ❑ 災害ボランティア活動に必要な環境整備	❑ 県・市町村・関係機関との情報共有 ❑ 災害ボランティア活動に必要な応急体制の確立	❑ 被災者が必要とする適切な災害ボランティア活動の支援・調整
学校等		❑ 避難経路、児童生徒の安否確認方法の確認 ❑ 発達段階に応じた防災教育・防災訓練	❑ 直ちに適切な避難誘導 ❑ 県・市町村・関係機関との情報共有	❑ 継続した学習機会の確保・早期復旧

主体		フェーズ		
		災害に備える段階（平時）	避難行動をとる段階	避難生活や復旧を行う段階
自主 防災 組織 等	努力義務	❑ 避難経路、住民の安否確認方法の確認 ❑ 正確・迅速な情報収集・伝達手段の確認 ❑ 防災に関する知識の普及 ❑ 想定される孤立集落の状況等の地域特性に合わせた防災訓練	❑ 自主的な災害気象情報の収集・住民への伝達 ❑ 直ちに適切な避難誘導 要配慮 ❑ 住民の救出・救護、出火防止・初期消火	❑ 主体的な避難所運営 要配慮
		❑ 住民の防災意識の醸成 ❑ 避難経路の設定と地域特性に合わせた防災訓練 ❑ 正確・迅速な情報発信体制の整備 ❑ 道路の除排雪による避難経路確保 ❑ 備蓄やT K B等の避難環境整備 要配慮 ❑ 事業継続計画の整備	❑ 正確・迅速な情報発信 ❑ 直ちに適切な避難誘導 要配慮 ❑ 職員の参集、県・関係機関との情報共有 ❑ 避難・救助・医療等の応急体制の確立	❑ 行政機能の維持・早期復旧 ❑ 避難所運営 要配慮 ❑ 被災者の心身のケア ❑ 生活再建支援 ❑ 災害復旧事業
		❑ 県民の防災意識の醸成 ❑ 地域特性に合わせた訓練の実施・支援 ❑ 正確・迅速な情報発信体制の整備 ❑ 道路の除排雪による避難経路確保 ❑ 備蓄やT K B等の避難環境整備 要配慮 ❑ 事業継続計画の整備 ❑ 防災に資する施設の整備	❑ 正確・迅速な情報発信 ❑ 職員の参集、国・市町村・関係機関との情報共有 ❑ 避難・救助・医療等の応急体制の確立	❑ 行政機能の維持・早期復旧 ❑ 避難所運営を行う市町村等の支援 ❑ 被災者の心身のケア ❑ 生活再建支援 ❑ 災害復旧事業
県		❑ 必要な財政措置 努力義務		
		❑ 県が実施するほか、実施する市町村等を支援		

県民防災の日等

- ❑ 県民防災の日：5月26日
- ❑ 県民防災週間：5月20日～26日
- ❑ 広く防災についての関心・理解を深め、防災の取組を推進する。
- ❑ 県は、趣旨にふさわしい事業を実施する。

5月 MAY						
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

県民防災の日

県民防災週間

日本海中部地震

- ・発生日時：昭和58年**5月26日**11時59分57.5秒
- ・震源：秋田・青森県境沖約100km
（北緯40度22分、東経139度04分）
- ・地震の規模：M7.7
- ・震源の深さ：14km
- ・最大震度：5（秋田市）
- ・被害：死者83名、負傷者265名、住家全壊1,132棟